

## 県内水産業の被害状況と対応について

## 1 水産業関係被害状況等

今回の地震による津波によって、本県水産業に大きな被害があり、現在把握している養殖施設・養殖物や漁具・漁船の主な被害は以下のとおりです。なお今後、調査を進める中で、被害額は変動する見込みです。

(3月17日現在)

(1) 被害額計(推定) 38億円程度

## ①水産養殖物・養殖施設 35億円程度

貝類養殖(カキ・真珠)	15億9千万円程度
魚類養殖(マダイ・マグロ等)	12億8千万円程度
海藻類養殖(黒ノリ・青ノリ等)	6億3千万円程度

## ②漁具(定置網)・漁船 3億円程度

漁具(定置網)	2億8千万円程度
漁船	2千万円程度

## (2) 漁港施設

被害報告はなし

## (3) 今後予想される影響等

- ①主産地(宮城県)の甚大な被害によるカキ養殖稚貝(稚貝用ホタテ貝殻を含む)の不足
- ②定置網被害が激甚災害の支援対象外であることによる再開費用の確保
- ③6月～11月に三陸沖で操業するカツオ・マグロ漁船が寄港可能な近郊漁港の減少による燃油等のコスト増
- ④2年連続で津波被害を受けた水産業の再建意欲の喪失

## 2 県の対応

被災した漁業経営の再建や漁場機能の早期回復のため、次の対応を検討・実施します。

## (1) 平成22年度中の実施

津波被害に対して緊急に必要な対応を実施します。

①被災漁場復旧支援（既決予算の活用）

地元自治体や漁業協同組合と連携し、漁場環境の保全に必要なへい死した養殖魚の緊急処理への支援の実施

②津波被害に対する国への緊急要望

激甚災害における支援対象の拡大や、津波被害による水産物の供給に対する影響緩和など、県内水産業の経営再建にむけた国の迅速で柔軟な支援についての緊急要望の実施

(2) 平成23年度の対応（検討中）

<早急な対応として検討>

①被災漁場復旧支援

地元自治体や漁業協同組合と連携し、被害を受けた養殖施設、定置網等の回収・撤去など速やかに必要な漁場の復旧に向けた取組への支援

②被害漁業者に対する資金支援

被害を受けた漁業者の経営再建を図るため、運転資金や設備資金の借入に際した金利の軽減

③マガキ養殖における養殖種苗の確保

今年の5～7月には生産開始が必要なマガキ種苗の供給への支援

<国の支援策の活用による対応の検討>

国の激甚災害援助制度による支援

養殖施設等の災害復旧に対する国庫補助金（9/10の補助）を活用した支援

## 県内商工業への影響と対応について

## 1 県商工業への影響

県商工業への影響については、状況把握を続けているところです。

企業から聴取している内容としては、現在のところ、自動車メーカーの操業停止などに伴う県内関連企業への影響が懸念されていますが、多くの企業が情報収集中や、想定される影響への対応等を検討しているところであり、具体的な影響については、円高等経済情勢も含めて今後の状況の推移を見ていかなければならないとのことです。

なお、今後も、各商工会議所、県商工会連合会、県中小企業団体中央会の協力も得て、状況把握を続けていきます。

## 2 県内中小企業への支援

## (1) 県中小企業融資制度

直接または間接的に影響を受ける県内中小企業者が経営に支障を来すことがないように、必要な対策を講じていくことが重要であることから、県中小企業融資制度「リフレッシュ資金」に利用要件を緩和した取扱を追加し、緊急的に資金調達が必要な中小企業者の資金供給の円滑化がはかれるよう、3月17日から運用を開始したところです。

## (2) 特別相談窓口

経済産業省から、全国の政府系金融機関、信用保証協会、商工団体等に対して特別相談窓口の設置要請があり、県内においても、既に、日本政策金融公庫支店、商工組合中央公庫支店、三重県信用保証協会、各商工会議所、各商工会、三重県中小企業団体中央会に窓口が設置され、県内中小企業者に対する金融相談等への対応が行われています。

## 【参考】 三重県中小企業融資制度 リフレッシュ資金

## 〈要件緩和の内容〉

## (対象者)

- ①「東北地方太平洋沖地震」により被災した県内中小企業者
- ②「東北地方太平洋沖地震」により被災した事業者と取引がある県内中小企業者で、最近1か月間の売上高又は販売数量が前年同月比3%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比3%以上の減少が見込まれる。

## (信用保証料率)

- ①0.6%、②0.45～1.50%

## (資金用途及び保証期間)

運転及び設備資金、10年以内(据置1年以内) ※設備は県内設備に限る

## (限度額)

8,000万円

## (融資利率)

金融機関所定

## (担保・保証人)

保証協会又は取扱い金融機関の定めるところによる

## (開始時期)

3月17日(木)

## 県内観光業への影響と対応について

### 1 海外及び国内の状況

現在把握しているところでは、米国、英国、中国、韓国、香港等の各政府が、被災地周辺あるいは日本自体への渡航自粛を勧告している状況です。外国からの観光客への影響が懸念されます。

他方、報道等で確認したところでは、京都、九州、沖縄等の西日本においても、観光客が減っている状況にあるようです。

### 2 県内観光業への影響

本県も、県内の主要な観光施設や宿泊施設の予約キャンセル状況を確認したところ、1割から3割程度のキャンセルが発生していると聞いております。

### 3 今後の対応

このような厳しい状況下ではありますが、観光関係者と連携を図りながら、被災者の支援策について考えていくとともに、県内の観光事業者への影響について今後も注視してまいります。